

持続可能な森林経営のためのマレーシアにおける基準、指標、活動およびパフォーマンス基準

基準 / 指標	活動	パフォーマンス基準 *																																								
基準 1: 持続可能な森林経営のための条件整備																																										
<p>政策, 規則の枠組み</p> <p>1.1 以下の各項目を規定する法律, 政策, 規制の枠組みの存在</p> <p>(a) 生産, 保全, 保護を含む国家的な森林の目標</p> <p>(b) 永久林地の設立と安全確保</p> <p>(c) 森林に関わる土地所有権及び財産権</p> <p>(d) 森林経営の規制</p> <p>(e) 森林伐採の規制</p> <p>(f) 森林への侵入の規制</p> <p>(g) 森林労働者の健康と安全</p> <p>(h) 森林労働者の権利</p> <p>(i) 地域社会の参加</p>	<p>(i) この森林経営区に関して項目(a)から(i)を規定する法律, 政策, 規制の存在 (+)及び欠落(-)を表 1.1 に記す。</p> <p>(ii) そうした法律, 政策, 規制に関わる部門について, 管轄する部署または機関の名称, それが発効した期日を記す。もし異なる土地区分に異なる仕組みが適用されている場合 (例えば民有林またはコミュニティ森林), その違いを説明する。</p> <p>(iii) それらの法律, 政策, 規制の内容及び実践を示す。</p> <p>(iv) 最も直近のアセスメント以降に重大な変更があったかどうかを示す (日付も)。もしそうであれば変更について詳しく説明する。</p> <p>(v) 法律, 政策, 規制のカバーする範囲と表 1.1 に重大な隔たりがあれば示し, それが今後どう解消されていくか示す。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1: 法律, 政策, 規制の存在</p> <table border="1" data-bbox="499 730 1377 1026"> <thead> <tr> <th>枠組み</th> <th>法律</th> <th>政策</th> <th>規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 生産, 保全, 保護を含む国家的な森林の目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 永久林地の設立と安全確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 森林に関わる土地所有権及び財産権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>d. 森林経営の規制</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>e. 森林伐採の規制</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>f. 森林への侵入の規制</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>g. 森林労働者の健康と安全</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>h. 森林労働者の権利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>i. 地域社会の参加</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	枠組み	法律	政策	規制	a. 生産, 保全, 保護を含む国家的な森林の目標				b. 永久林地の設立と安全確保				c. 森林に関わる土地所有権及び財産権				d. 森林経営の規制				e. 森林伐採の規制				f. 森林への侵入の規制				g. 森林労働者の健康と安全				h. 森林労働者の権利				i. 地域社会の参加				<p>(i) 項目(a)から(i)をそれぞれ規定する法律, 政策, 規制の関連する条項の列挙, 記述。管轄する部署または機関, 及びそれらが発効した期日。</p> <p>(a) 生産, 保全, 保護を含む国家的な森林の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国連生物多様性保全, 1992 • 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する会議 (ラムサール条約), 1971 • 国際熱帯木材協定, 1994 • 国連気候変動枠組み会議, 1992 • 絶滅の危機に瀕した野生動植物の国際取引に関する協定, 1973 • <i>国家森林法</i>, 1978 • 生物多様性に関する法律, 1998 • <i>国家林業法</i>, 1984 • 森林法規 • 国土保全法, 1960 • 環境保全法, 1974 – 34A 節 • 国立公園法, 1980 – 3, 4, 7 及び 11 節 • 野生動物保護法, 1972 – 48, 49 及び 50 節 <p>(b) 永久林地の設立と安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> • <i>国家森林法</i>, 1978 • <i>国家林業法</i>, 1984 – 7-13 節 <p>(c) 森林に関わる土地所有権及び財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> • <i>国家林業法</i>, 1984 – 14 及び 104(a) 節 • <i>国家林業法</i>, 1984 – 19, 55, 71, 76 から 80, 95 及び 109 節 • 国有地法, 1965 • 先住民法, 1954 – 6 節
枠組み	法律	政策	規制																																							
a. 生産, 保全, 保護を含む国家的な森林の目標																																										
b. 永久林地の設立と安全確保																																										
c. 森林に関わる土地所有権及び財産権																																										
d. 森林経営の規制																																										
e. 森林伐採の規制																																										
f. 森林への侵入の規制																																										
g. 森林労働者の健康と安全																																										
h. 森林労働者の権利																																										
i. 地域社会の参加																																										

注: 国レベルについては, 活動のカラムで「その森林経営区において」という句があるものについては国レベルでは適用されない。

* 半島マレーシアのみに適用

		<p>(d) 森林管理の規制と</p> <p>(e) 森林伐採の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国家林業法, 1978 • 国家林業法, 1984 <ul style="list-style-type: none"> □ 要素 (d) – 4, 20(b) 及び 24 節 □ 要素 (e) – 15, 16, 20(a) 及び 25 節 • 森林規則 • 森林伐採許可 [Lesen Mengambil Hasil Hutan (Borang 1)] • 環境保全法, 1974 – 34A 節 • 国立公園法, 1980 – 3, 4, 7 及び 11 節 • 野生動物保護法, 1972 – 48, 49 及び 50 節 <p>(f) 森林への侵入の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国家林業法, 1984 – 32, 47 及び 50 節 • 森林規則 • 国立公園法, 1980 – 3, 4, 7 及び 11 節 • 野生動物保護法, 1972 – 48, 49 及び 50 節 <p>(g) 森林労働者の健康と安全</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職業安全健康法, 1994 <p>(h) 森林労働者の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> • 世界労働機関 (ILO) 総会 <ul style="list-style-type: none"> □ 87 回総会 – 団結の自由と組織権の保護, 1950 □ 98 回総会 – 適切に組織し団体交渉する権利の原則の適用, 1951 □ 29 回総会 – 強制労働, 1930 □ 105 回総会 – 強制労働の廃止, 1957 □ 111 回総会 – 差別 (雇用と職業), 1958 – 等しい処遇を受ける権利 □ 100 回大会 – 等しい賃金, 1951 • 国家林業法, 1984 – 19, 28 及び 33 節 <p>(i) 地域社会の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国家林業法, 1978 • 国立公園法, 1984 • 森林規則 • 先住民法, 1954 <p>(ii) 少なくとも 5 年に一度, それらの法律, 政策, 規制の関連する条項に変化が生じるか, またはギャップが埋まった場合, 定期的に報告する。</p> <p>(iii) 表 1.1 を完成させる。</p>
--	--	--